

要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度について（就学援助事業）

1. 目的 経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒のいる世帯について、学用品費・給食費等を支給する。
2. 対象者 対象となるのは、現に生活保護を受けている世帯、又は下記のいずれかに該当する世帯で経済上生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯。

○生活保護の停止または廃止を受けた	○国民健康保険税が減免された (または徴収の猶予を受けた)
○市民税が非課税である	○児童扶養手当の支給を受けている
○市民税が減免された	○生活福祉資金の貸付を受けている
○個人事業税が減免された	○その他失業、病気、離婚等により収入状況に著しい変動が生じた
○固定資産税が減免された	
○国民年金の掛け金が減免された	

3. 援助の内容

費目		校種	
		小学校	中学校
学用品費		11,420 円	22,300 円
通学用品費		2,230 円	2,230 円
校外活動費	(宿泊無)	1,550 円	2,240 円
	(宿泊有)	3,570 円	6,010 円
新入学学用品費〔現行〕		20,470 円	23,550 円
修学旅行費		実 額	
通学費		実 額	
給食費		実 額	
医療費		実 額	
大会参加費		一部支給	

- ※1 生活保護を受けている世帯は生活保護費に含まれない「修学旅行費」「医療費」のみ支給
- ※2 通学費は、片道の通学距離が小学校4km、中学校6km以上の児童生徒が対象となる。
- ※3 医療費の対象となる疾病は、学校の検診で発見され治療の指示を受けたものに限る。
(虫歯など)
- ※4 援助費は年3回(学期)に分けて支給。
- ※5 上記援助費の内、「学用品費」「通学用品費」「校外活動費」「新入学学用品費」「修学旅行費」「通学費」は保護者へ直接支給。「給食費」は学校を通して学校給食会へ支給する。医療費は、当該児童生徒が治療を受けた場合の保護者の負担額について、医療機関へ支払う。

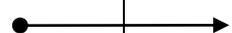
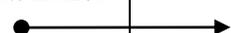
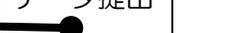
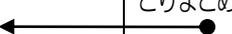
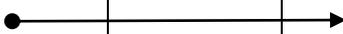
4. 平成29年度当初予算額 (小学校) 74,600千円 (中学校) 72,000千円
 [当初認定者数 (H29.4)] [1,033人] [672人]

5. 新入学学用品費の支給額及び支給時期の見直しについて

(1) 支給額について・・・H29年度新入児童生徒から支給額を、国の「要保護児童生徒援助費補助金」の予算単価にあわせ見直す

新入学学用品費	現 行	見直し(案)
小学校	20,470円	40,600円
中学校	23,550円	47,400円

(2) 支給時期について・・・H30年度新入学児童生徒から支給時期を見直す

	現 行			今回の見直し(案)		
	委員会	学校	保護者	委員会	学校	保護者
12月	通知文・ 申請書送付 			通知文・ 申請書送付 		
1月		申請書送付 		申請書送付  申請書提出  とりまとめ提出  振込口座データ作成 		
2月			申請書提出 	認定作業  データ提出 		
3月				認定通知発送  支給 	とりまとめ提出 	
4月		振込口座データ作成  データ提出 		認定作業 		
5月	 認定通知発送 					
6月	支給 					